

# 青色申告

蒲田会報

No. 830

令和6年7月号

ホームページのパスワード

v8p4

発行人 江川 慎郎

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号  
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381  
http://www.kamata-airo.or.jp

## 第24回 定時総会開催

令和6年6月20日(木)午後2時から消費者生活センター第5集会所において、蒲田税務署の幹部の方々にご臨席を賜り、第24回定時総会が開催されました。

今回の代議員制度による定時総会は、代議員22名のうち3名の出席と、18名の表決権行使(全ての議案に賛成)により適法に開催、吉田副会長による司会、佐藤副会長による開会の辞にはじまり、江川会長のあいさつの後、議案審議に入り、全議案を満場一致で可決承認されました。

第1号議案 議事録署名人選出に関する件

(議長 江川 慎郎氏、荻野 高司氏、鈴木 満明氏を選出)

第2号議案 令和5年度 事業報告承認の件

(吉田副会長より上程)

第3号議案 令和5年度 収支決算報告並びに監査報告承認の件

(森河副会長より上程、原監事より報告)

第4号議案 定款一部変更承認の件

(江川議長より上程)

第5号議案 役員(理事)選任に関する件

(江川議長より上程)

第6号議案 役員報酬規程変更承認の件

(江川議長より上程)

報告事項 令和6年度 事業計画書

令和6年度 収支予算書

(佐藤副会長より報告)

(森河副会長より報告)

【会勢拡大功労者記念品贈呈者】

・本間 勤様  
・中野 達夫様  
なお、議案の詳細につきましては、2・3・4(上段)ページに掲載しておりますが、「第24回定時総会議案書」をご入用の方は、事務局に準備しておりますので、ご来局ください。

## 蒲田税務署からのお知らせ

東京国税局において、「内部事務のセンター化」を実施しております。

7月10日以降、書面で申告書等を提出する場合は、下記の業務センターに郵送願います。

所轄税務署の窓口や時間外収受箱へ提出することも可能ですが、業務センターへ直接持ち込むことは出来ません。

### 郵送先

〒100-8156 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館  
東京国税局業務センター 大手町分室 宛

[https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu\\_center/index.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/index.htm)

こちらから



【会員募集中・お知り合いをご紹介ください】

【第 3 号議案】

令和 5 年度 収支決算報告並びに監査報告承認の件  
貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日

一般社団法人 蒲田青色申告会

【単位：円】

科目名	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	59,174,747	63,351,263	△ 4,176,516
未収会費	240,000	240,000	0
未収金	0	3,000	△ 3,000
棚卸商品	71,242	59,659	11,583
流動資産合計	59,485,989	63,653,922	△ 4,167,933
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	11,930,902	11,836,378	94,524
減価償却引当資産	12,977,924	12,710,310	267,614
青色申告普及事業基金資産	50,000,000	50,000,000	0
事務所改修引当資産	12,500,000	12,500,000	0
事務所建設引当資産	33,500,000	33,500,000	0
特定資産合計	120,908,826	120,546,688	362,138
(2) その他の固定資産			
建物	3,716,882	3,984,496	△ 267,614
建物附属設備	1	1	0
土地	11,577,941	11,577,941	0
什器備品	4	4	0
電話加入権	50,000	50,000	0
有価証券	1,030,000	1,030,000	0
保証金	26,650	26,650	0
出資金	6,000	6,000	0
その他の固定資産合計	16,407,478	16,675,092	△ 267,614
固定資産合計	137,316,304	137,221,780	94,524
資産の部合計	196,802,293	200,875,702	△ 4,073,409
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	460,238	372,423	87,815
前受会費	1,391,000	1,673,000	△ 282,000
流動負債合計	1,851,238	2,045,423	△ 194,185
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,930,902	11,836,378	94,524
固定負債合計	11,930,902	11,836,378	94,524
負債の部合計	13,782,140	13,881,801	△ 99,661
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	183,020,153	186,993,901	△ 3,973,748
一般正味財産合計	183,020,153	186,993,901	△ 3,973,748
正味財産合計	183,020,153	186,993,901	△ 3,973,748
負債及び正味財産の部合計	196,802,293	200,875,702	△ 4,073,409

正味財産増減計算書

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

一般社団法人 蒲田青色申告会

【単位：円】

科目名	当年度	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益計	681	681	0
受取入会金計	42,000	46,000	△ 4,000

受取会費計	27,008,250	29,446,250	△ 2,438,000
事業収益計	4,218,524	9,261,048	△ 5,042,524
雑収益計	144,730	285,148	△ 140,418
他会計からの繰入金収入計	0	0	0
経常収益合計	31,414,185	39,039,127	△ 7,624,942
(2) 経常費用			
事業費計	29,462,140	30,290,517	△ 828,377
管理費計	5,855,793	5,895,190	△ 39,397
他会計への繰出金支出計	0	0	0
経常費用合計	35,317,933	36,185,707	△ 867,774
当期経常増減額	△ 3,903,748	2,853,420	△ 6,757,168
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益計	0	0	0
経常外収益合計	0	0	0
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額	0	0	0
(3) 他会計振替額			
(4) 予備費			
予備費計	0	0	0
一般正味財産増減額	△ 3,903,748	2,853,420	△ 6,757,168
法人税・住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,973,748	2,783,420	△ 6,757,168
一般正味財産期首残高	186,993,901	184,210,481	2,783,420
一般正味財産期末残高	183,020,153	186,993,901	△ 3,973,748
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高			
正味財産期末残高	183,020,153	186,993,901	△ 3,973,748

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 21 日

一般社団法人 蒲田青色申告会

会長 江川 慎 郎 殿

一般社団法人 蒲田青色申告会

監事 原 尚 美  
監事 本 間 勤

私たち監事は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度における事業及び財産の状況について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条及び一般社団法人蒲田青色申告会定款第 30 条の規定に基づき監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び事務局職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、関係書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業の実施状況等については、代表理事（会長）及び業務執行理事から事業報告を受け、予算の執行及び決算については、会計帳簿及び関係書類の調査を行うとともに、代表理事（会長）及び業務執行理事から会計報告を受け計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について、内容を検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上

# 一般社団法人 蒲田青色申告会 第24回定時総会議案書

## 【第1号議案】 議事録署名人選出に関する件

議事録署名人 議長 江川 慎 郎 氏  
理事 荻野 高 司 氏  
理事 鈴木 満 明 氏

## 【第2号議案】 令和 5 年度 事業報告承認の件

令和 5 年度 事業報告及び附属明細書  
 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

### 1. 定時総会の開催

令和 5 年 6 月 23 日、大田区立消費者生活センターにおいて、一般社団法人 蒲田青色申告会 第23回定時総会（代議員24名の内、代議員出席者24名、内表決権行使書提出者19名）を開催し、第1号議案 議事録署名人選出に関する件、第2号議案 令和 4 年度 事業報告承認の件、第3号議案 令和 4 年度 収支決算報告並びに監査報告承認の件、第4号議案 役員（理事・監事）選任に関する件について付議し、全ての議案を可決承認した。また、令和 5 年度 事業計画及び令和 5 年度 収支予算について報告を行った。

### 2. 組織の拡充強化に関する事業

年間を通じて青色申告普及・入会勧奨運動を実施した他、協力いただけた役員宅に青色申告会の広報看板を常設した。  
 また、会員増強運動をより強固なものにするため、全役職員へ向けて勧奨運動への協力を要請し、運動を行った。令和 6 年 2 月 13 日に蒲田税務署長より、青色コーナーに対しての「協力要請状」が交付され、確定申告期間中に青色コーナーに協力、従事し、青色申告普及等を行った。

- (1) 青色申告普及・入会勧奨運動
- (2) 秋の青色申告普及・入会勧奨運動特別月間
- (3) 青色コーナー協議会
- (4) 青色コーナーにおける青色申告普及等

### 3. 税を中心とした指導事業

4月に令和 5 年入会者を対象とした個別記帳指導会を開催し、以降個別指導を随時実施した。

また、国税庁が電子政府実現に向けた取り組みの一環として、開始されている「e-Tax」（国税電子申告・納税システム）の利用を推進するため、会報等において周知PRした。

令和 5 年 10 月からスタートした「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が円滑に実施されるため、会報、ホームページ等にて周知PRした。

他に源泉所得税納付指導、年末調整指導、税理士会の協力による決算申告指導及びe-Taxの代理送信等、年間を通じて会員の税務知識の取得に向けた活動を実施した。

また、（一社）東京青色申告会連合会が一般競争入札にて落札をした記帳指導業務（入札事業）の対象者に対して記帳指導等を実施した。

- (1) 会員研修会（土日祝日除く）
- (2) 記帳説明会（蒲田税務署開催）
- (3) 源泉所得税関係
- (4) 記帳確認指導会
- (5) 決算申告関係（東京商工会議所大田支部共催含む）
- (6) e-Tax（国税電子申告・納税システム）関係
- (7) 記帳指導
- (8) 記帳指導業務（入札事業）

### 4. 経営指導及び企業に関する事業

東京商工会議所、日本政策金融公庫の制度を利用した事業資金融資等の斡旋紹介、会員の将来に備えた小規模企業共済制度の推進、万が一の取引先倒産への備えとしての中小企業倒産防止共済制度の推進、青色共済制度の加入推進、青色ドックの紹介、関東自動車共済協同組

合の自動車共済の募集推進、東京都火災共済協同組合の火災共済の募集推進、（一社）東京青色申告会連合会にて開催の無料法律相談会の紹介を行った。

また、青色家づくり支援機構を通じ、パナソニックホームズ等関連会社、旭化成ホームズと提携した「家づくりサポート」を推進し、チラシを配布、PRを行った。

大田区三会の青色申告会として、大田区長及び大田区議会議長に対し、「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情」等を行い、東京都議会議長に対し、「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する陳情」を行った。運動努力の結果、令和 6 年度も引き続き固定資産税・都市計画税の軽減措置等が継続されることが決定した。

- (1) 事業資金の融資斡旋
- (2) 各種共済事業
- (3) 青色ドック
- (4) 無料法律相談
- (5) 家づくりサポート

### 5. 連帯協調の醸成に関する事業

会員相互の親睦・連帯・協調の醸成に努めた。  
 役員（理事・監事）新年税務意見交換会

### 6. 広報に関する事業

正会員に毎月配付する会報、配付物の早期発送及び地域社会に溶け込んだ事業の拡大等を行った。

また、青色申告会の広報及び情報発信手段の一つとして、ホームページの内容を随時更新した。

年間を通じて、協力いただけた役員宅に青色申告会立看板を常設した他、京急バス（羽田営業所）のバス車内（乗降口）にステッカー広告、大田区発刊の「くらしのガイド令和 5 年 10 月発行」に大田区三会の青色申告会合同の広告をし、積極的に広報活動を行った。

また、蒲田納税貯蓄組合連合会が募集活動している、蒲田税務署管内中学校による中学生の「税についての作文」について、蒲田税務5団体の共催行事として、青色申告会会長賞を贈呈した。

### 7. 会 議

- (1) 全体会議他
- (2) 委員会関係

### 8. （一社）東京青色申告会連合会、 （一社）全国青色申告会総連合等事業関係

- (1) （一社）東京青色申告会連合会関係
- (2) （一社）全国青色申告会総連合・東京地区連関係
- (3) 第2ブロック関係

### 9. 関係官庁・友好団体他事業関係

税務五団体連絡協議会等

### 10. 会 員 数

（令和 6 年 3 月 31 日現在 会員数 1,081 名）  
 正会員数 1,039 名  
 準会員数 42 名  
 （会員数前年対比 減 111 名）

蒲田東ブロック 591 名

（萩中、本羽田、羽田、羽田旭町、東糀谷、西糀谷、北糀谷、蒲田、東蒲田、南蒲田、蒲田本町、東六郷、南六郷、仲六郷）

蒲田西ブロック 448 名

（多摩川、東矢口、矢口、下丸子、西蒲田、新蒲田、西六郷、その他の地域）

準 会 員（指導・業務） 42 名

以 上

【第4号議案】 定款一部変更(案)承認の件

(新)定款

(役員任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前1項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前2項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、定款第27条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事の権利義務を有する。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、定款第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、塚本武男とする。

附則

この定款は、平成29年6月9日から施行する。ただし、変更後の第11条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この定款は、令和6年6月20日から施行する。

【第5号議案】 役員(理事)選任に関する件

理事選任(案)

(理事候補者1名 増員)

(敬称略)

理事	前川佳克	新任
----	------	----

※任期は、第25回定時総会(令和7年)の終結までとする。

【第6号議案】 役員報酬規程変更(案)承認の件

(新)定款

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人蒲田青色申告会(以下「本会」という)の定款第33条の規定に基づき、役員に支給する報酬等の取り扱いに関する事項を定めるものである。

(報酬の支給)

- 第2条 常勤役員である専務理事の報酬は、総会において決定し、別表「常勤役員報酬額」範囲内の金額を12か月で除した月額を支払うものとする。
- 2 常勤役員である専務理事には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。
- 3 常勤役員である専務理事には、賞与は支給しない。

(退職慰労金)

第3条 常勤役員である専務理事が退任する際は、常勤役員の退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の支給方法及び支給日)

- 2 前項の退職慰労金は、在任1年につき、退任時の報酬の1か月分を基準として支給する。ただし、在任年数に1年未満の端数が生じた場合は、月割りをもって計算、1か月未満は、1か月として、計算する。
- 第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 報酬等の支払日は、毎月25日とする。ただし、支払日が金融機関休業日の場合は、繰上支給とする。

(専務理事以外の役員報酬)

第5条 専務理事を除く役員報酬は、無報酬とする。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、総会の決議を経て、これを行う。

(附則)

この規程は、本会が行政庁より一般社団法人の認可を受け、移行の登記をした日(平成25年4月1日)から施行する。

(附則)

この規程は、令和6年6月20日から施行する。

別表「常勤役員報酬額」

報酬総額(年間)
10,000,000円を上限とする

都税だより

☆にせ都税メール・電話にご注意ください!

都税事務所の職員を装って、個人情報などを不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。手口は、都税事務所を装ってメールや電話で連絡し、家族構成や職業を聞いたり、税金や医療費などが還付されるかのようになり、お金を振り込ませようとするものです。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班(03-5388-2925)までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください

【お問い合わせ先】 大田都税事務所 電話 03(3733)2411(代表)

**六月 事業報告**

- 五日 蒲田税務五団体連絡協議会
- 二日 東青連共済会定時総会 蒲田税務署
- 一四日 公益社団法人蒲田法人会通常総会 ホテル雅叙園東京
- 一七日 蒲田彰和会通常総会 羽田ギヤラクシーホール
- 二〇日 定時総会・理事会 プラザ・アペア
- 二二日 東京税理士会蒲田支部定期総会 プラザ・アペア

事務局を閉めさせていただきます。8月13日(火)〜16日(金)は、夏季休暇のため

一般社団法人 入会金 2,000円  
**蒲田青色申告会** 会費 年額24,000円  
 (月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381

